

パトリアーレ SABAE U-15 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、パトリアーレ SABAE U-15（以下 本クラブ）規約第8条の規定に基づき、入会金および会費を次のとおり定める。

(入会金および会費)

第2条 当クラブの入会金および会費は、以下のとおりとする。

- 2 入会金 10,000円（割引制度有り 別表第1参照）
（一般社団法人 Nexeed さばえ賛助会員（アミーゴ会員入会金1,000円含む）
- 3 年会費 8,000円
（一般社団法人 Nexeed さばえ賛助会員（アミーゴ会員年会費1,000円含む）
- 4 月会費 7,500円

(入会金および会費の納入)

第3条 会員は、入会申込書が受理された後、本クラブスタッフから通知される会費を納入しなければならない。

- 2 入会金および会費の納入は、本クラブが指定する方法で会員が払い込むこととしその手数料は払込人の負担とする。
- 3 払い込まれた入会金および会費については、理由の如何を問わず返金しない。

(退会に伴う会費)

第4条 規約第11の定めるところにより退会する場合に、未納の会費があるときは、退会時まで会費を納付しなければならない。

- 2 規約第10の定めるところにより、退会者は既に納付した会費の返還を請求することはできない。

(規程の変更)

第5条 本規則は、一般社団法人 Nexeed さばえ社員総会の承認を経て行うものとする。

(その他)

第6条 本規則の実施に関し必要な事項は、一般社団法人 Nexeed さばえ代表理事が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年7月5日から適用する。

(平成29年7月4日総会決議)

別表第1

①	割引なし
②	3,000円割引
③	8,000円割引

①は一般選手対象

②はパトリアーレ SABAE スクール生又は U15 トライアル参加選手

③はパトリアーレ SABAE スクール生で U15 トライアル参加選手